

土 地	三六、一一七	四一、二三五	五、一一八
家 屋	三九、六四二	四〇、八一八	一、一七六
償 却 資 産	一六、六四五	一四、九〇九	一、七三六
自 転 車 荷 車 税	三、五八六	三、八五三	二六七
た ば こ 消 費 税	一八、四五〇	二〇、六一九	二、一六九
電 気 ガ ス 税	一七、五七〇	一八、二一四	六四四
鈦 産 税	一、七四六	一、七五九	一三
木 材 引 取 税	一、三二九	一、六五六	三二七
人 湯 税	三〇〇	三〇〇	
法定外普通税目的 旧法税収入	八七八	八七八	
小 計 (3)	二〇八、五四二	二一〇、四二九	一、八八七
(B) 地方譲与税	二八四	四九八	二二四
揮 発 油 譲 与 税	二八四		二八四
地方道路譲与税		四九八	四九八
(C) 合 計 (4)	二〇八、八二六	二一〇、九二七	二、一〇一
三、総 計			
(1) + (3)	三五三、一九一	三五八、二七四	五、〇八三
(2) + (4)	三七六、六六三	三七九、〇九二	二、四二九

(註) 本年五月における自治庁推計数字。

### 地方財政の窮乏とその問題点

昭和30・7・1

#### 目 次

- 一、はしがき
- 二、戦後地方財政の推移
  - (一) インフレの進行と地方財政(昭和二一―三三年)
  - (二) ドッジ政策並びにシャープ勧告と地方財政(昭和二四―二五年)

- (三) 地方財政窮乏の表面化(昭和二六―二九年)
- 三、地方財政窮乏の現状
  - (一) 地方財政規模の膨脹
  - (二) 公債費の累増とその将来
  - (三) 赤字団体の激増
- 四、窮乏の問題点とその対策
  - (一) 地方財政の貧困化と再建策の基本
  - (二) 地方財政計画と決算額との乖離
  - (三) 地方制度改正に帰因する地方財政の膨脹
  - (四) 国及び地方を通ずる財政運営上の諸欠陥
  - (五) 地方財政窮乏を解決する具体策
  - 五、金融に及ぼす影響
    - (一) 地方公共団体に対する金融機関の貸出増加傾向
    - (二) 特に地方銀行に及ぼす影響
  - 六、三十年代地方財政の問題点
    - (一) 地方財政計画圧縮による表面的均衡
    - (二) 国税の減税措置に伴う地方財源の不安定
    - (三) 金融への皺寄せと地方団体の借入又は起債難
- 七、結 論

一、はしがき

地方財政は赤字の重荷にあえぎながら、益々窮乏へと追いつめられている。昭和二八年度の決算をみると、四六都道府県のうち三九団体が、そして全都市の三分の二が赤字団体となっており、赤字の総額も四六二億円に迫っている。又二九年度については未だ推定であるが五八六億円の赤字といわれ、三〇年度では更に増嵩すると予測されている。

国家財政においては、金融引締め政策と相まって、一兆円の枠を一応堅持し緊縮の束をあげんと努力されているが、遺憾ながら財政の現状及び前途にはあまり

にも多くの不健全な要因が潜んでおり、これが折角の緊縮乃至は地固め政策の成否を脅かしている。地方財政の窮乏もその一大要因であり、問題は決して地方財政自体の困難に止るものではない。地方財政の窮乏の由て来る所は誠に複雑多岐に亘っており、その解決は極めて困難視されている。しかしながら問題の重大性に鑑みこれに対する解決策は一刻も早く検討されるべきであり、国、地方を通じて、真剣に善後策を講ずるならば、やがて解決への道も開ける筈である。このような観点より、以下戦後地方財政の歩んだ跡を回顧しつつ、窮乏の現状とその問題点を述べることにする。

## 二、戦後地方財政の推移

### (一) インフレの進行と地方財政(昭和二一—二三年)

(1) 昭和二〇年八月一五日のポツダム宣言受諾によつて、わが国は敗戦という厳しい条件の下に置かれることとなつた。戦争が、国家財政に残したものは、国債一、一八三億円、戦時補償債務一、五〇〇億円であつた。これに対して、地方財政が戦争によつて蒙つた被害は、戦時国家行政の下請機関としてその活動が著しく圧縮されていたため、表面的には国家財政に比べて極めて少なかつた。

すなわち二〇年度末の地方債残高は四〇億円と推定されているが、これは戦前の(昭和二三年度末)二八億円に比べ、一〇億円程度の増加に止まつており、国債が昭和一三年の一六二億円より一、一八三億円に増加したのに比べれば地方団体の戦争負担はかなり軽微であつたといえよう。

しかし、これは地方財政が意識的に健全財政を意図したというより、むしろ地方財政本来の民生的活動が国家財政の軍事費調達犠牲となつて、著しく圧縮された結果にはかならない。従つて長年に亘るこの空白を取り戻すこと(例えば河川の改修、道路の修繕、校舎の改築等)が戦後の地方財政に残されることとなつた。窮乏の基本事情の一はここに在るといえる。

(2) 昭和二一年から昭和二三年にかけてわが国経済が未曾有のインフレーションに見舞われた事は周知の通りであるが、地方財政として同一の行政規模を維持せんとすれば当然その財政規模は膨脹せざるを得ずいかにその財源を調達するかに悩まされた。

特に重荷となつたのは、給与費であると謂われており、戦後、地方公務員数は急増し、給与ベースは国家公務員ベースに準ずるといふ措置がとられ、国家公務員ベースの引上に応じて、地方公務員ベースも引上げられたが、地方団体はその財源の調達においてかなりの無理を生ずることになつた。因みに戦後、公務員給与の改正の跡を辿れば次の通りである。

### 戦後公務員給与改正一覽表

昭和二〇・一二	扶養家族手当増額、臨時物価手当の創設
二一・六	賞与及び臨時手当増額
二一・七	給与制度全面改正六〇〇円ベース
二二・二	一、二〇〇円ベース
二二・五	一、六〇〇円ベース
二二・一〇	一、八〇〇円ベース
二三・一	二、九二〇円ベース
二二・六	三、七九一円ベース
二二・一二	六、三〇七円ベース
二六・一	七、九八一円ベース
二七・一〇	一〇、〇六二円ベース
二七・一一	一二、八二〇円ベース
二九・一	一五、四八三円ベース

かかる人件費を中心とする地方財政の膨脹に対して、その財源となるべき地方税は、地租家屋税などの如く課税標準が固定し税収の弾力性が乏しいものが多い上、市町村民税は前年度の所得を標準とするためインフレに伴う増収が遅れる關係にあり、総じて財政需要に即応し難かつた。

従つて、これら財源不足に應ずるため、地方税法の改正による増税のほか配付税の増加によらざるを得なかつた。かくして、配付税の国税に対する率は昭和二〇年の一〇％から一九％(昭二一年)、二三％(昭二二、二三年)と年々増加していった。

右のほか戦災による復興等を中心に物件費も増嵩の一途を辿るのみであつたが

財源措置が之に伴わず、民生的諸施設の復興は殆ど進捗をみない状況であつた。

地方公務員増加状況

(単位 万人)

	昭和八年	昭和十二年	昭和二十五年	昭和二十七年
地方公務員	七四	一三三	一四一	一四一
増 加 率	一〇〇	一八〇	一九〇	一九〇

(3) 終戦の結果、新憲法の実施を中心とする民主主義的諸改革は当然地方自治及び地方財政にも及んだ。

新憲法は、第八章に「地方自治」の章を掲げて地方自治の基本原則を規定したが、この新憲法に基いて制定された地方自治法は従来の官治的色彩の強かつた地方制度を大幅に革め、地方自治を著るしく強化した。又これら新法の成立に伴い、新たに地方財政法(昭三三年七月公布)が施行されたほか、地方税法も三次に亘つて改正された。

右の如き制度的改正に伴つて、地方財政の規模は大幅に拡張されることとなりこれが地方財政に大きな変革を齎らしたことはいうまでもない。

更に戦後農地改革、生活保護法(昭二二年九月)、職業安定法(昭二一年一月)、保健所法(昭二二年九月)、児童福祉法(昭二二年一月)などの民主的或は社会政策的諸施策が相ついで実施されたが、それらは国家財政の負担を増加せしめた一方、国政事務の地方団体委任によつて地方財政の負担をより以上に激増せしめた。

特に地方財政に大きな影響を及ぼしたものとして、新学制があげられる。これは昭和二二年の米國教育使節団勧告によるものであるが、文化國家を目標とするわが国として、財政負担の無理を冒してこれを受諾し、教育基本法(昭二二年三月)学校教育法(昭二二年三月)等一連の新教育制度に関する新法を実施することとなつた。この結果、いわゆる六・三・三・四制施行となつたのであるが、先ず差し当つて校舎増築等の財政負担が地方財政を圧迫することとなつた。戦前地方行政費の二〇%を占めていた教育費が、戦後特に昭和二二年以降二八%と大幅に増加したのも、この新制度による所が多いのである。(附表一参照)

(4) 要するに、戦後三年間において地方財政は、戦後の荒廃とインフレーションの渦中にあつて、なお諸制度の改革に伴う追加的な財政負担を負わざるを得ない立場におかれ、これらが累つて窮乏への途を辿ることとなつた訳である。この外見逃し難い点として地方財政法、地方財政委員会(昭三三年)など、地方自治を財政的にも自主的なものとするべき諸制度が、実際には空文化された事情も指摘しておくべきであろう。即ち地方公共団体は右の諸制度実施後も国家財政の下請機関的立場から脱し得ず、たとえば地方団体の負担を伴う法令案については、各省大臣は事前に地方財政委員会の意見を求めなければならない(地方財政法第二十一条)と規定されていたが、結局ただ形式的に行われるに止まつた場合が多かつたといわれている。

かかる運用によつて、地方財政は地方自身の要因による外、国政事務の拡張に伴つて漸次拡大していつた点は否めない。

(二) ドッジ政策並びにシャープ勧告と地方財政(昭和二四—二五年)

(1) ドッジ政策と地方財政(昭和二四年)  
戦後インフレーションは止まる所を知らぬ勢で昂進したが、これに対する抜本的対策としては、二三年末に所謂経済安定九原則が発表され、続いて翌二四年に来日したドッジ氏によつて緊縮予算がとられることとなつた。すなわちドッジ政策によれば、わが国インフレの根源は財政にあり、従つてこれを阻止するには、財政の健全化を計らねばならないとされた。そのため所謂超均衡予算を編成するという厳しい方針がとられたが、これが地方財政に及ぼした影響は次の如く甚大であつて、ある面では健全化に牽る逆行する結果となつた憾もある。

先ず二四年度に始めて地方財政計画が作られることとなつた。しかしこれは最近の如く地方財政の推計として地方財政の総合的規模を掴む方策の一つとして行われたものではなく、専ら緊縮の要請を主眼として見込額が作成された。従つてこの計画に基いて配付税の繰入率は三三%から一挙に一六%に削減された。

その狙いは、地方財政の歳出を大幅に削減しようとする所に在り、総枠は三、四一四億円に抑えられ、既定経費は五六八億円の削減となつた。ところが決算額をみると計画を約一、〇〇〇億円超過する結果となつている。地方財政計画の圧

縮にも拘らずこのような結果となつたのは、事実上地方団体の歳出削減の措置が行われ難かつたためであり、折角の緊縮の要請も逆に地方団体の財源不足を招来することになつた。

次に地方債の発行が問題となつた。当初総司令部では、地方債についても国家財政の場合と同じく公債不発行方針をとつていたが、これに対し地方団体側の発行に対する強い要望（公営企業に必要であるとか、起債額が小であるとかの理由から）があつたため結局二三三億円の発行が認められた。

国家財政においては公債を発行しないとしたのに対し、地方財政のみに公債発行を認めたこと自体理解し難い所であるが、配付金を削り借金を容認するかかる措置がその後放漫な地方債の増加傾向を招く一要因となつたことは注目すべきである。

若し地方団体に地方債を発行しなければならぬような財源不足事情を認めるにせよ、その充足はむしろ正常な一般財源によるべきであつた。然るに実際さういう措置がとられなかつたのは、一般財源の増加が期待出来なかつたためのものであるが、均衡財政を唱えながら、地方団体に公債発行を認めたことは、その後の地方債発行などを省みると国家財政の皺寄せを地方債に求める結果となつていともみられよう。

なお、税制面に於ては専ら徴税の強化と税収の増加を目的として、地租家屋税の増税、鉱区税狩猟税の賦課額の引上、地方税徴収権の強化等が行われた。

## (2) シヤウブ勧告と税制改正(昭和二五年)

前述のドツジ政策と関連してわが国財政に及ぼした影響の大きなものとしてシヤウブ勧告があげられる。特に地方財政にとつては、地方分権的財政制度と地方税の強化がこの勧告にとりあげられた点で画期的重要性を持ち、地方財政の自主性確立の面から期待する向が多かつた。

すなわちシヤウブ勧告は、地方自治の確立をもつて民主主義の基盤と考へ、この点について日本の現状の不備を指摘してその改革を示唆しており、主要なる点は次の通りであつた。

### 1 国地方事務の再配分

地方財政の窮乏とその問題点

シヤウブ勧告は行政事務の配分を最も能率的に行うためにその方針として市町村を第一順位、都道府県を第二順位とし、国は地方では処理出来ない事務だけを行うべきであるとしている。この結果政府は地方行政調査委員会（昭和二四年一二月）を設けると共に昭和二五年度予算に補助金負担金の整理を織込んだ。

### 2 地方平衡交付金制度の創設

昭和一五年の税制改正で創設され、地方財政の均等化に貢献した地方配付税制度は、シヤウブ勧告により一層徹底した平衡交付金制度に改められた。昭和二四年度六六七億円に対し、昭和二五年度は廃止補助金を吸収して一、〇五〇億円と大幅に増額された。

因みに昭和二五年度の地方財政規模は四、九一〇億円で、国の一般会計（六一四億円）に対し七四％を占めた。これは昭和二四年度の三、七九八億円に対し一、一一二億円の増加であり、又昭和二四年度地方財政規模の一般会計比五一％に比べると、二三％を上廻る規模となつた。このような財政規模が認められこれに伴う交付金の増額があつたため、二五年度の地方財政は前年度に比しかなりの余裕をもつて編成されることになつた。

### 3 地方自治団体の財源確保

地方自治強化のためには、先ず財源確保を重視する必要がある、その見地から従来の地方税制をより強化するよう勧告された。

従来の附加税制度と地方配付税配付金を廃止して地方財政平衡交付金制度を設けたのを首め、課税標準の決定並びに徴収を地方自治体自身で独自に決定できることとした。このほか地方税の種類を整理統合した上で府県と市町村に配分したが、これによつて今まで府県と市町村とが住民税、地租家屋税、事業税、入場税等を分有していたのを分けて府県は事業税と入場税、遊興飲食税、市町村は住民税と固定資産税を主たる財源とするに至つた。

なお附加価値税の創設も勧告にとりあげられていたが、かなり強い反対もあつて結局実施をみないで終つた。

### 4 補助金整理の徹底

勸告は国から地方団体に対して多種類の補助金交付制度が存在するのに対し、この構想自体は正しいとしているが、なおその内容については大幅の修正を要請した。主要修正点をあげれば次の通りである。

イ、地方政策推進の全額補助金制廃止

地方的な施策であるにも拘らず経費は全額政府が負担しその実施を地方団体に委ねている全額補助金は廃止し、かかる事業は、国自ら直接に施策をなすか、或は地方団体が自らの負担で実施することとし、責任の所在を明確にすべきであることとした。

ロ、補助金の削減

各種の一部補助金についてもその総額を削減した、すなわち負担金といわれる政府の財政援助的なもの(たとえば義務教育費国庫負担金、定時制高校教員費補助)は廃止されて平衡交付金に吸収された一方、奨励金のもの、つまり地方団体に新分野の施策や平常の活動を改善しようとするものは存続されることとなった。

このほか、災害復旧は国家的事業であるから国自身が行うべきであるが、何らかの事情でこれを地方団体の所管とするとしても責任は国にあるのだから全額、国庫で負担すべきであるとした。

以上の結果、補助金は昭和二十四年度に比べて、激減した代りに、次表の通り平衡交付金が一、〇五〇億円(前年度配付税六六七億円)と削減分を上廻る大幅増となった。

右の如くシャウプ勸告の方針は、徹底した地方自治強化を目的としたものであり、その内容は極めて理論的且つ画期的なものであったが、反面実施に当ってはかなりの無理が伴わざるを得なかつた。

昭和二十四、二十五年度補助金比較 (単位 百万円)

	昭和二十五年	二十四年	差引増減(△)
補助負担金及び交付金	二二、八九八	五二、三〇四	△二八、四〇六
全額補助金	二、〇四〇	九、三三三	△七、二七三

一部補助金	定額補助金	委託費	公共事業補助金	一般補助金	災害補助金	失業対策補助金	配付税又は平衡交付金	計
二一、七三五	一二三	五、七五四	七〇、六八三	二七、七〇六	四二、九七七	四、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	二〇九、三三五
四二、八九七	九四	一七三	四〇、四三四	一八、六九三	二一、七四一	一、六五八	六六、七〇〇	一六一、二六九
△二一、一六二	二九	五、五八一	三〇、二四九	九、〇一三	二一、二三六	二、三四二	三八、三〇〇	四八、〇六六

先ず補助金整理を首め、税制の改正、地方財源の増加などについてはその後種々修正を余儀なくされ、地方財政の改善という点から眺めれば結果的には充分効果的であつたとはいい難く、殊に地方税法の改正は、第七国会に於て不成立となり、年度をすぎた昭和二十五年七月の第八国会に漸く修正されて成立するという遅延振りを示し、却つて地方歳入の遅延をみるに至つた。

シャウプ勸告は先に述べた如く地方財政に対してかなりの改革を示唆したものの「日本の地方自治を支えるに適した地方財政制度の問題は解決への途上にあるが、依然なおその結論を得るには途遠しの感がある」と述べ、その解決の困難を指摘したが、事実の推移も後述の様にその困難を物語つていといえよう。

(三) 地方財政窮乏の表面化(昭和二六―二九年)

(1) 地方財政平衡交付金制度の崩壊

シャウプ勸告による主要改正ともみらるべき地方財政平衡交付金制度は、従前の配付税のように国税の一定割合と法定されておらず、全地方団体につき財政需要より財政収入を差引き、その不足額の合計をもつてするといふ所謂積上げ式によつてゐるため、財政需要額の測定など運営上幾多の困難を内蔵してゐた。

元来平衡交付金制度は、地方自治の完全実現のための財政的裏付として生れたものであるが、遺憾ながら実際問題としては、地方団体に国への依頼心を惹起せしめ、絶えず国に対して過大な要求を提出する傾向を生じた、この結果、国の予算編成と並行して、地方財政計画が作成されたのであるが、この計画自身について

ても国と地方との意見の衝突を来たすこととなつた。

シヤウブ勧告の如く、合理的に客観的に地方財政計画を作れば何人も承認し得られるという理想主義的な構想は、複雑多岐なわが国地方財政については、

地方財源要求額と決定額の比較

(単位 億円)

	要求額			決定額			差額
	交付金	地方債	計	交付金	地方債	計	
昭和二五当初	一、〇七〇	三三〇	一、四〇〇	一、〇五〇	二一〇	一、二六〇	△ 一四〇
補正	一、一三八	四〇六	一、五四四	一、〇八五	二六〇	一、三四五	△ 一九九
二六当初	一、二一〇	四八五	一、六九五	一、一〇〇	三〇〇	一、四〇〇	△ 二九五
補正	一、三〇〇	四五五	一、七五五	一、二〇〇	四八五	一、六八五	△ 七〇
二七当初	一、二五〇	五五五	一、八〇五	一、二五〇	五〇五	一、七五五	△ 五〇
補正	一、四九〇	七〇五	二、一九五	一、四五〇	六二五	二、〇七五	△ 一二〇
二八当初	一、三五〇	一、〇七二	二、四二二	一、三〇〇	九五三	一、二五三	△ 一六九
補正	一、四八一	一、一三六	二、六一七	一、三七六	一、〇九六	二、四七二	△ 一四五
二九当初	一、四〇六	九五七	二、三六三	一、二一六	九五七	二、一七三	△ 一九〇

なお昭和二五年度の地方財政計画そのものは、シヤウブ勧告によりかなり増額されたものの、ドッジ政策によつて大幅に削減されたことが響いて差引すれば結局圧縮されているため、これがその後の赤字要因となつていのではないかと見る向きもある。

(2) 地方財政の膨脹顯著

昭和二六年から二七年にかけては朝鮮ブームの時期に遭遇したため一般景況の好調を主因にかなりの歳入増加がみられた。すなわち都道府県の法人事業税、市町村の市民税、法人税割などの税収が著るしく伸びた結果、一部地方団体においては極度に歳入増加を招いた。

従つて、この間において、地方団体の単独事業を始め、かなり活潑な行政活動がみられ、決算額においてみると、昭和二六年度六、六八七億円(前年度比一、四五四億円増)、昭和二七年度八、四二〇億円(前年度比一、七三三億円増)と夫々

地方財政の窮乏とその問題点

運用面から早くも崩壊の芽をみせ、これに対する批判もかなり強く生じてきた。従つて交付金制度実施後において要求額とそれに対する決定額とを比べると次の如くかなりの相違を生じている。

著るしい歳出増加となつていゝ。

しかしながら富裕団体の歳入増加の反面、一部においては税収の弾力性が乏しいこと、非工業地帯に在ることなどのためさしたる歳入増とならず、一方富裕団体に引づられて増大する歳出増加を抑えきれず、早くも赤字を出す団体が表われてきたことが注目された。かかる傾向は、朝鮮ブームによつて膨脹した財政規模を、ブームの終熄と共に縮小すべきであつたにも拘らず、一旦膨脹した財政規模は容易に革められず却つて増大する気配をみせたため、益々深まつていつたのである。

かようにして、前述の地方財政計画による赤字要因もさること乍ら、地方自治団体の財政運営の放漫による赤字傾向を見逃すことはできない。

この赤字の累増傾向を所謂実質赤字累積額についてみると、昭和二四、二五年度は不詳であるが昭和二六年度一〇二億円、昭和二七年度三〇〇億円、昭和二八年

度四六二億円と年々増加の一途を辿っており、市町村を含めた赤字団体数も七六一団体(昭和二六年)から一挙に二、六三〇団体(昭和二七年)へと大幅に増加し、二八年度には一、七二三団体へと減少したが、都道府県においては三九団体と逆に三団体増加している。

### 三、地方財政窮乏の現状

#### (一) 地方財政規模の膨脹

(1) 先ず地方財政規模をみるに、終戦直後は、国(一般会計)の約半分程度に止まっていたが、その後年々増加し、最近における地方財政計画では略々国の財政規模に匹敵するに至り、その水準は戦前(昭和一〇年、物価換算)を三割方上廻る程となつた、のみならず国の緊縮方針にも拘らず地方財政においては、なお膨脹傾向を止めていないようである(附表二参照)。なお、戦前においても地方財政規模は国のそれを凌駕していたが、当時は国の地方に対する支出が著しく少いのでこれを調整して比較すれば、現在の規模は国のそれを五割方超えていることとなる。

また国民所得に対する国税及び地方税負担率も昭和九一一年平均で二・九%であつたが、二八年度二・三%二九年度二〇・七%と戦前比六割方の増加を示しており、国民の租税負担率はかなり重くなつていゝものといえよう。しかも、国税負担率の減勢に対し地方税は増勢に在ることを注意しなければならぬ(附表三参照)。

#### (2) 地方歳出

地方歳出の主要なものについてみれば次の通りである。

先ず地方歳出中に占める地方行政費の割合は二八年度についてみると教育費が二七%と第一位を占めついで土木費(一八%)、庁費(一三%)、産業経済費(一三%)、社会及び労働費(一一%)の順となつていゝ(以下附表一参照)。

教育費の中には学校教育費のほかに、社会教育費などが含まれるが、戦前(昭和九一一年平均)の地方歳出に占めた比率(二〇%)に較べれば、七%方上廻つており、著るしい増加といわねばならない。又支出額を物価換算すれば戦前を六割方上廻つていゝ。

これは戦後教育制度の改革(六・三制実施)によつて義務教育の年限が五〇%延長されこれに伴つて教職員の増加による給与費が増高したことによる所が多いが、更に戦後の急激な人口膨脹に基く児童数の自然増、教育委員会の設置などの増加要因も見逃し得ない。

右に加えて学校施設についてみれば、学制改革実施以降昭和二七年度までに一部国庫補助金を受けて施行した建築坪数は、二七二万坪に上つており、又地方団体単独で施行した建築は一三二万坪(一五五億円)に及んだ。

それにも拘らず義務教育施設の保有坪数は生徒一人当一・二六坪を確保することを基準として昭和二九年現在約八五万坪不足していゝといわれ、この義務教育施設の整備問題は戦後市町村の財政運営上の最大の悩みの種となつていゝ。而も建築後四十年以上を経過したもの及び建築基準法により使用禁止命令を受けていゝいわゆる危険老朽校舎は二八年度末において七十七万坪といわれていゝ。

教育費について戦前以上に膨脹したものとて庁費があげられる。

地方歳出に占める庁費の比重は、戦前(昭和九一一年度平均)では六%にすぎなかつたが、戦後は二五・二七年度において一四%と戦前比八%増を示し、増加率では教育費よりも著るしい位である。

これはいゝまでもなく、戦後における地方行政機構の拡大(特に地方公務員の人員及び給与の膨脹)のほか、各種の委員会、審議会など諮問機関の増加に帰因していゝといわれていゝ。

昭和八年当時七四万人であつた地方公務員は、昭和二五年一四一万人と戦前比約九割の増加を示していゝが、某県の如きは昭和一一年一、四七二人、五部二五課に対し、昭和二八年には五、五〇九人、一〇部五八課一委員会という激増振りを示しており、略々戦前比三倍前後の団体が多いとみられる。

かかる地方公務員の激増によつて人件費は昭和二八年度決算額において三、六四四億円(庁費外の人件費を含む)と、歳出総額一〇、六九七億円の三四%を占め、地方財政圧迫の一大要因をなしていゝ。

このほか、地方財政の歳出には社会、労働、保健衛生、土木、消防など直接民生的サービス部門が多い。これらの行政内容や行政機構は法律をもつて規定され

ているもの或いは補助金を交付され国の政策として行われているものが少なく、従つて純然たる単独事業を除けば法律の改廃等が行われぬ限り、膨脹こそすれ、容易に削減出来ない性質のものであることは注目しておかねばならない。

特に社会及び労働費は終戦後社会福祉事業法、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法など一連の、社会保障関係法が実施されたため、これに伴う地方団体の行う社会福祉事業の範囲も拡大され、地方歳出中の社会及び労働費は昭和九一一年度平均の二%から二八年度には一%と九%上廻る増加を示している。

地方財政歳出内訳

	二六	二七	二八	二九	三〇
	年	年	年	年	年
人件費	二、二六九(三四)	二、九八九(三五)	三、六四四(三四)	四、二〇〇(三九)	四、四〇〇(四一)
公共事業費	一、五八六(二四)	一、七八八(二二)	二、六二五(二五)	二、四四〇(二三)	二、三〇〇(二二)
社会保障費	四六〇(七)	五四〇(六)	六〇五(六)	七二四(七)	八〇〇(七)
単独事業費	六五九(一〇)	六六七(八)	八六七(八)	七〇〇(七)	六〇〇(六)
出資及投資	二〇〇(三)	二三八(三)	二三四(二)	二〇〇(二)	二〇〇(二)
公債費	一一四(二)	一七九(二)	二二六(二)	三六三(三)	四八一(四)
物件費その他	一、三九九(二一)	二、〇一九(二四)	二、四九六(二三)	二、〇七三(一九)	一、九一九(一八)
計	六、六八九(一〇〇)	八、四二〇(一〇〇)	一〇、六九七(一〇〇)	一〇、七〇〇(一〇〇)	一〇、七〇〇(一〇〇)

(単位 億円)

(註) 1 二八年度までは決算。二九、三〇年度は推定。  
 2 社会保障費は生活保護費、失業対策事業費、公営住宅費のみ。  
 3 括弧内は内訳の百分比。

(3) 地方歳入

地方財政の財源は主として税収、平衡交付金(交付税交付金)、国庫支出金等によつてゐる。二九年度についてみると、税収の占める割合(三六%)は比較的少く、補助金等の国庫支出金(二八%)及び交付金(一五%)を合せた国庫負担額が最大となつており、この外その他収入(二%)と地方債(九%)がある。

地方財政の窮乏とその問題点

警察・消防費については二三年の警察制度の改革により、市及び人口五千人以上の市街の町村に自治体警察がおかれ、又消防制度は従来の官設消防から自治体消防に切り替えられた。この結果従前は都道府県が支弁(国が二分の一負担)していたのが全額市町村の負担と変つたため警察・消防費による地方財政圧迫は甚しく、貧弱な市町村財政では警察消防職員の給与に追われ施設費まで手が廻らずいわゆる寄附金のごときも教育関係費について多いといわれる。

この中国庫支出金と交付金とを併せた国庫負担分は地方歳入の四三%に達しており、実に国家財政(一般会計)の四〇%以上が地方財政費として費消されていることとなる。戦前(昭和九一一年平均)は、国家財政(一般会計)に占める地方財政費は、一〇%にすぎなかつた点を省みると、戦後著しく国への依存度を高めていることが歴然としている。

地方財政歳入内訳

(単位 億円)

	二四年度	二五年度	二六年度	二七年度	二八年度	二九年度	三〇年度
税 収	一、四四(三)	一、八三(三)	二、七三(三)	三、〇六(三)	三、三三(三)	三、五三(三)	三、五三(三)
平 衡 交 付 金	六七(一)	一、〇六(一)	一、〇〇(一)	一、四七(一)	一、三九(一)	一、四九(一)	一、五四(一)
国 庫 支 出 金	一、三三(二)	一、三六(二)	一、三九(二)	一、七九(二)	三、〇四(二)	二、七三(二)	二、七〇(二)
地 方 債	二七(六)	三三(五)	五三(七)	七七(八)	一、〇六(一〇)	八〇(九)	七〇(八)
そ の 他	一、〇八(三)	一、五五(三)	二、〇四(三)	一、五七(一)	一、八五(一)	一、〇七(一)	一、一四(一)
計	四、五四(一〇〇)	六、一七(一〇〇)	七、八九(一〇〇)	八、五三(一〇〇)	一〇、七六(一〇〇)	九、七三(一〇〇)	九、七六(一〇〇)

(註) 1 二八年度までは決算額二九、三〇年度は地方財政計画による。

2 二四年度は配付税、二九、三〇年度は地方交付税。

3 入場税、揮発油税の譲与税は交付金のうちに加る。

4 括弧内は内訳の百分比。

このように地方財政の自主性確立の名に背いた実情となつては、地方歳入中最も自主的財源の性格をもつ税収は、総歳入の三分の一程度に止まり、その構成は都道府県の事業税、遊興飲食税、入場税、市町村の市町村民税、固定資産税を主軸としている。

地方税の国民所得に対する負担率をみると戦前九一一年平均四・三%に比べ昭和二九年度において六%と、戦前比四割方上昇しており、国税と併せた負担額では二〇・七%と戦前(二二・四%)に比べ八割の増加率となつてゐる。一方国民所得の実際的規模は戦前に略々同じとみても税負担が既にかなり重いことは明らかであつて、これ以上の増税は余り期待出来ない。しかも税収の自然増も最近の情勢からしてあまり望めない現在歳入源としては、現行制度の下では一応頭打ちとみなければならぬ。

なお地方税の弾力性が国税に比べて弱く景気循環に順応し難い点や、地域的不均衡性などの点も、地方団体特に貧弱団体の財源不足の問題点である。これに加えて、地方団体の徴税能力が一般に国税に比べて劣つており、例えば市町村等において滞納(この中には地方議員の滞納も目立ち全国を通じて一〇億円に上る)が多いことなども税収面においてマイナス作用となつてゐる。しかし、戦前に比し

地方税の負担は国の場合より低位に止つてゐることもあり、後述の如く国税との調整又は地方税自体の増徴の余地がないとはいへない。

次に地方財政平衡交付金についてみると、二五年度一、〇八五億円、二六年度一、二〇〇億円、二七年度一、四五〇億円と地方財政規模の膨脹につれ年々その額を増加してゐるが、毎年度若干の相異はあるが二五年度を除き略々全体の一五%となつてゐる。

これはシャッフル勧告によつて創設(それまでは配付税制度)された制度であり、地方自治強化のための財源確保という観点からとられたものであるが、結果的には却つて地方団体の国への依存心を大にしたことは既に述べた通りである。一方国として、各地方団体の基準財政需要額及び基準財政収入額を算定するに當つて単に地方の要請に追従する訳にもゆかず、勢い実情から遊離する傾向があつた。

このようにして当初の構想通り運営し難い複雑な事情にあつたので、昭和二九年度からは地方交付税制度に革められ国の税収(所得税、法人税及び酒税)の一定割合を交付することとなつた。

更に国庫支出金となつたとその実情はなお複雑多岐(補助金だけでも四百種類に上るなど)に亘つてゐる。それは地方と国というより、むしろ地方と各省との紐

つきによつて、運営上からもかなり微妙な関係にある。

まづその総金額をみると、二九年度において二、七二億円と地方財政歳入の二八%を占め、税収について重要な財源をなしている。これを内訳についてみると次の通りである。

普通補助金		内 義務教育費国庫負担金		その他	
普通補助金	一、二九七	普通補助金	七〇〇	その他	二一
災害復旧	六九八	一般公共事業費補助金	五七六	災害復旧	一一一
失業対策	五九四	失業対策	一一一		

これが地方財政の有力な財源となつてゐるため、往々にして地方団体をして財力を越えた公共事業の施行を行わしめることとなる一方、補助に伴う地方負担(昭和二九年度一、九四五億円)も累増し、補助は受け度いが受ければ赤字が増えるという矛盾した関係を生じてゐる。又補助金などの支出が各省によつてまちまちに行われるため、いわゆる紐つきによる地方行政への干渉が行われてゐると見る向もある。

(二) 公債費の累増とその将来

最近における歳出中に占める公債費の割合は三%程度であるが、その金額は昭和二六年一一四億円、昭和二七年一八一億円、昭和二八年二五六億円と逐年増加を示しており、三〇年度では五〇〇億円に達する見込である。

公債費所要見込額の増加状況 (単位 億円)

昭和二七年度	公債費	内(元金償還額)	内(利子支払額)	対前年度増加	現債額
二八	一八一	(八一)	(一〇一)	一	一、九五九
二九	二五六	(一〇二)	(一五四)	七五	二、九六〇
三〇	三九五	(一六六)	(二三〇)	一三七	三、七五八

地方財政の窮乏とその問題点

昭和三〇年度	三〇							
三〇	五一一	六三四	七四八	八三六	九一〇	九七七	一、〇五四	一、一六五
(二二九)	(三〇五)	(三七八)	(四二八)	(四六九)	(五〇五)	(五五四)	(五二六)	(五二六)
(二八二)	(三二八)	(三六九)	(四〇七)	(四四〇)	(四七二)	(五〇一)	(五二六)	(五二六)
一一六	一二二	一一四	八八	七四	六八	七七	一一一	一一一
四、四九一	五、一四九	五、七三三	六、二六六	六、七五八	七、二一四	七、六二二	七、九四四	八、一七四

(註) 1 本表は三〇年度以降の各年度において、二九年度ベースの借入(一般会計分約九六〇億円)を行つたものとして、算出されたものであり、三三年度には公債費が起債額を上廻ることとなる。

2 特別会計分の公債は含まない。

右の激増傾向が何れにしても地方債の無自覚な発行増に帰因していることは明らかであり、地方債発行増—公債費増という悪循環が警戒されている。現に公債費を差引いた地方債の純手取りは次表の如く二九年以降激減しており、現状のまま推移すれば、遅くとも昭和三五年度には、公債費が起債額を越えるという由々しい事態を生ずることが予測される。なお戦前地方歳出に占めた公債費の割合(二〇—三〇%)に比べると、現在程度の公債費は一見極めて低いようであるが、赤字状態にある地方財政の固有財源の弾力性並びに起債能力からすれば、これ以上の負担は益々重荷となるばかりである。

歳入中の地方債と歳出中の公債費 (単位 億円)

昭和二四年度	地方債	地方債費	差引
二五	二七四	七七	一九七
二六	三二八	一一一	二一七
二七	五三三	一一四	四一九
二八	七〇七	一八一	五二六
二九	一、〇六六	二五六	八一〇

昭和二九年度	八八一	三九四	四八七
三〇〇	七七〇	五一一	二五九

(註) 1 二八年度までは決算額の計数  
2 二九、三〇年度は地方財政計画

元来地方債の発行は、公営企業の分は別として、臨時事業の如く連続性のない事業の一時的財源としてか、或は事業の施行がその地域の経済効果を高め、これに伴う税収入の増加により裕に償還財源を賄い得るような事業の財源としてか、如く、当該世代の住民の負担に俟つことが負担の平衡上不適当とされ、将来に亘

最近三年間における一般会計事業別起債充当率調

(単位 億円)

	昭和二十七年 年度			昭和二十八年 年度			昭和二十九年 年度		
	地方負担額	起債許可額	充当率	地方負担額	起債許可額	充当率	地方負担額	起債許可額	充当率
(一) 一般補助事業	五四五	三三一	六一%	七二二	三九八	六五%	六五四	四三一	六五%
(二) 補助災害復旧事業	一八三	一四八	八一	一七〇	一五〇	九一	一〇一	一〇一	九二
(イ) 過年度災害分	一四三	一〇九	七六	一一九	一〇一	八七	八七	七八	九〇
(ロ) 現年度災害分	三九	三九	一〇〇	五一	四九	一〇〇	二二	二二	一〇〇
(三) 単独災害復旧事業	一四九	五〇		一八七	一六三		一一八	九〇	
(四) 義務教育施設	一三三	七一		一八五	二二七		一八七	一一八	
(イ) 補助事業分	三八	三一	八一	三七	三〇	八〇	三五	二八	八〇
(ロ) 単独事業分	九五	四〇		一四八	九七		一五二	九〇	
(四) 一般単独事業	二六九	七五		四五五	一一〇		四一五	一一〇	
(六) 起債特例法関係				五〇	五〇				
計	一、二七八	六七五		一、七五九	九九八		一、四九四	八五〇	

(註) 1 地方負担額は地方財政計画上の数字を示す。  
2 起債許可額は、毎年度地方債計画における額を示す。但し二七、二八年度は最終計画、二九年度は当初計画の数字を示す。

もつとも現在地方債の発行は許可制度の下に行われ毎年度の地方債計画に基いて運用されている。その地方債計画は地方財政計画及び財政投融资計画に基いて策定され、これが合理的に行われる限り問題も少い筈であるが、実際においてはともかく予算の不足を起債で補わんとする傾向が強いため、ややもすれば計画に

各年度間の住民負担の調整を図る必要に基づく場合に認められるのが健全な姿である。しかるに戦後の地方債は財源不足の補填手段としてのいわゆる赤字債としての性格が濃厚となつている。因みに、災害教育関係を除く一般補助事業の地方負担分は起債によるべきものではないが、これに対する起債充当率は次表の如く最近三カ年(昭和二七―二九年)平均六五%、三八六億円に達し起債総額の四〇%以上を占めている。漫然と赤字公債化している例証となる。

合理性が欠如する傾向は否定し得ない。  
次に中央における財政投融资と地方債との関係についてみれば、最近三カ年(昭和二七―二九年)において地方債の財政投融资計画に占める割合は、三〇%前後に達し毎年度の財政投融资計画にかなりの負担を与えている。しかも政府資金

で賄いきれぬ額は金融市場の消化力を無視した公募債発行によるという無理な方式がとられ、所謂縁故募集という半強制的消化を通じて、民間資金を圧迫している

戦後財政投融資に占める地方債の比率状況

財政投融資総額 内地地方債 引受先別 （資金運用部） （簡保） （公募債）	昭和二四年度		昭和二五年度		昭和二六年度		昭和二七年度		昭和二八年度		昭和二九年度		昭和三〇年度	
	金額	比率												
	二、〇四八	(二五・二%)	一、五四二	(二六・八%)	三、二七七	(二六・四%)	三、三八六	(二四・九%)	三、一四五	(二四・九%)	二、八六五	(二二・九%)	三、一九六	(二五・八%)
	三三〇		四一三		五三七		八四三		一、〇六五		一、一四二		一、一四四	
	三三〇		四一三		五三七		六九九		六〇五		四八七		四八六	
	一		一		一		一四四		二〇〇		四五五		四二八	
	一		一		一		一四四		二六〇		一〇〇		一三三〇	

(単位 億円)

る事實は注目すべきである。

(三) 赤字団体の激増

先に述べた財政規模の急激な膨脹と財源不足とを反映して、最近では府県市町村の何れについても、いわゆる赤字団体が増加し給与の支払にさえ窮し、如何にして赤字を補填するかに汲々たる余り事業の遂行にも支障を来しているものも少なくないといわれる。

赤字団体は、府県についてみると、二六年度一五であつたのに対し二七年度に一举に三六と倍増、二八年度三九と全国都道府県(三〇年現在四六)の八割以上を占めるに至つた。又実質赤字額も二六年度の二六億円から二七年度に五倍増の一三八億円と激増、二八年度は更に二二五億円と赤字額を増し、二九年度では二七八億円の見込といわれる。

又これを全国地方団体についてみると次表の如く、金額からみても団体数においても激増している。特に従来あまり赤字を出さなかつた市町村においても、この傾向が看取される。なお計表中、町村は団体数に於て減少しているが、これは町村合併促進措置(昭和二八年実施)のためとみられ、金額においては減少していない。

これらの赤字の内容は、たんなる形式的赤字(年度間の収入不足)のみならず、過去における赤字いわゆる繰越損失とを合計したものであるほか、翌年度歳入の

地方財政の窮乏とその問題点

繰上使用額、当年度債務の支払遅延、事業の繰越などを考慮したものである。因みに二九年度の形式的赤字は四二〇億円と見込まれるのに対し実質赤字は五八六億円と推定されている。この差額一六六億円が、右の調整金額に相当するものである。(二八年度で繰上充用金は一五四億円となつている)

従つて赤字といわれながらも何とか切抜けられたのは、金融へ依存することは勿論、支払の繰延、事業の繰越など民間への徴寄せ(例えば工事費代金とか、道路建設事業を翌年にのばすとか)によつて最近にまで赤字が持越されたともいわれる。

金融への依存度は、推定を含めて後述の如く本年三月末において少くとも八〇〇億円前後と見込まれるが、このうち起債計画(正式に承認されたもの、資金運用部肩代り分、決算期とのズレによる修正額などを考慮するとしても、その過半が赤字見合融資であるとみられ地方団体が金融に依存することによつて、一時を凌いで今日に至つては明らかである。

このほか、直接地方公共団体への貸出ではないが、土建業者などの地方工事を見返りとする貸出で実質的に立替融資となつているのも少なくないといわれるが、かかる間接的な金融依存度は更に高まつているといえよう。

赤 字 額	団 体 数			
	都道府県	五大市	市	町 村
二六年度	一五	四	一四二	六〇〇
二七〇	三六	四	二〇一	二、三八九
二八〇	三九	四	一三一	一、四四九
二九〇	三八	四	三四七	九三四
二六年度	二六	一三	五一	一一
二七〇	一三八	三五	八八	三九
二八〇	一二五	四七	一四六	四四
二九〇	二七八	六九	一九三	四四
計	七六一	二、六三〇	一、七二三	一、三二三
計	五八六	四六二	三〇〇	一〇二

(註) 1 昭和二九年度の計数は見込額であり、なお変動がある見込。

2 実質的赤字とは形式的歳入不足額と翌年度歳入の繰上使額当年債務の支払繰延乃至は事業の繰越額等を考慮したものである。

#### 四、窮乏の問題点とその対策

(一) 地方財政の貧困化と再建策の基本  
 戦争が地方に残した直接のマイナスは前述の通り一応微少に止まり、地方債の増加分もせいぜい十数億円にすぎず、その負担はインフレの進行により実質的に解消することとなったが、次の如き問題が戦後の地方財政に残され、それらが地方財政に及ぼした影響は極めて大きかつたことはいうまでもない。

1 敗戦による生産活動の縮小、戦災による課税物件の喪失などに加えて、地方税が比較的景気変動に対して弾力性が乏しいため地方税収が著減となつたこと

經常的経費 人件費	二 六 年 度		二 七 年 度		二 八 年 度	
	決算額	財政計画	決算額	財政計画	決算額	差額増減
	四、二五一	四、二二三	五、四八一	五、〇二八	六、一八四	五、六〇六
	二、二六九	二、〇九〇	二、九八八	二、五六一	三、六四三	三、二〇〇
	二八	二八	四八	四三	五〇	五七
	一八〇	一八〇	四四	四二	四三	四二
	二八	二八	四八	四三	五〇	五七
	一八〇	一八〇	四四	四二	四三	四二

(単位 億円)

2 戦災による都市の壊滅のため、戦後その復興に莫大な費用を要したこと

3 戦時中放置されていた地方団体固有の事業(例えば河川の改修、道路の修繕、校舎の改築)を行うべく巨額の資金を要したこと

しかしながら、無限の要求に対するに限られた財源をもつてしなければならぬ実情に於いて、地方財政の建直し政策は、計画的且つ総合的でなければならぬ。しかるに従来の地方財政は、必ずしもその資金を重点的に使用せず不必要若くは消費的支出にあてた点、或は財源の範囲で事業を行うという基本原則に弛みがあつた点も否定し得ない所である。限られた財源の枠内で再建策を根本的に再検討するといふことが地方財政の窮乏を救う根本ではなからうか。

かかる問題提起はやや抽象的なきらいがあるが、地方財政にとつては、根本的問題たるを失わないと思われ。具体的な問題に入る前に先ず強調しておきたい。

#### (二) 地方財政計画と決算額との乖離

前述の如く昭和二五年度以降の地方財政計画はシャープ勧告による合理的な制度として実施されてきたものである。しかるに次表の如く毎年計画額と決算額とが甚しく遊離しており、これが赤字の一大要因となるという意図に反した結果を生んでいる。特に人件費の増加が、毎年地方財政計画のそれをはるかに上廻つていふことがその主たる原因をなしているといつても過言ではない。

すなわち、次表にみられる如く、乖離の度合は、二六年度三〇八億円、二七年度六三九億円、二八年度九五四億円と年を逐うて甚しくなつていふが、就中人件費は二六年度一八〇億円、二七年度四二七億円、二八年度四四二億円と乖離額の五割以上をしめていふ。

その他	臨時経費	公共事業	単独事業	合計
一、九八二	二、一二七	一、四九二	六三五	六、三七八
二、一三三	一、八四七	一、四二四	四二三	六、〇七〇
△ 一五二	二八一	六九	二二二	三〇八
二、四九三	二、五六一	一、九二二	六三九	八、〇四二
二、四六七	二、三三五	一、八六一	五一三	七、四〇三
二七	一八六	六〇	一二六	六三九
二、五四一	三、六六三	二、九六九	六九四	一〇、一〇二
二、四〇六	三、二八七	二、六八三	六〇四	九、一四九
一三五	三七六	二八六	八九	九五四

註 決算額の数字は繰上充用金、補助金等の重複分を調整した実質決算額

このような事態を生じた直接の理由は、昭和二十六年一月に国家公務員給与が一〇、〇六二円にベースアップされた時の調整方式であった。即ち従来国家公務員並にベースアップされてきた地方公務員の給与はその後地方の諸事情などにより二六年に至つて逆に国家公務員に比べて三百円余り高くなつているとされ、地方財政計画上の給与費単価については国家公務員の引上に拘らず切下げを行うこととなつた。

この切下げに際して政府としては地方団体に対し所要の是正を期待したのであるが、結果的には地方団体が職員給与を切り下げる措置をとり得ず、その後給与改訂の行われるたびに、この時における差が拡大していつたものとみられる。

人件費について遊離しているものとして国庫補助事業など公共事業費関係があげられる。国庫補助事業についてみると、その算定単価が実情に副わず、地方団体が当該事業を有効に遂行するためには不足分を自己財源で継ぎ足すこととなり、これが財政計画を超えた財政負担となつている点などである。

右の原因のほか、技術的な問題として地方財政計画は最新年度の決算額の分析を基礎として策定されるべきであるが、事実上は、前年度の決算額が判明するのは、翌年度の半ば頃になる上、最新年の決算額を追認することにも問題があるため、止むを得ず昭和二五年度を基準とした上で積上げ方式をとつている実情も見逃し得ない。

たとえば昭和三〇年度計画は二八年度の決算額を基礎にすべきであるが、二八年度は消費インフレのため歳出膨脹のきらいがあり、これを基礎とするのは不適當であるなど反対論もあり、結局二五年度計画を基礎として了つたといわれて

### 地方財政の窮乏とその問題点

いる。

しかしながら、かかる計画と実績との相違をこのまま放置することは許されず、人件費の実質的圧縮、補助事業の整理などの措置を行い、又人件費について真に止むを得ないものならば若干規模の修正を行つて、この差を縮めるべく国、地方共に努力すべきである。

#### (三) 地方制度改正に帰因する地方財政の膨脹

地方団体が、経済能力をオーバーする諸事業を実施している事情の中には、地方団体が自らの意志に基いている面の外に実行せざるを得ないような状況にある面もある。先づ戦後における諸改革即ち教育制度の改正、社会衛生労働関係行政などに基く義務的支出の増大があげられよう。

しかしこのような義務的支出もさることながら、一方地方自治法に基く地方分権制度の確立即ち地方議会の自主的運営が費用の膨脹（例えば議員手当、庁舎の建設、各委員会設置、人取りの事業）などを招いていることも見逃し得ない。

#### (四) 国及び地方を通ずる財政運営上の諸欠陥

現在の国会運営上、議員立法なり政府提出法律案にせよ、一旦これが成立したとなれば、地方団体もその法律によつて拘束され、これに伴う予算措置を講じなければならぬ。国が充分な財源を与えるか或は国庫支出金を交付すれば問題はなかるが、実際問題として国自身が財源に不足であるため、地方団体に徴寄せされる傾向も否めない。これが対策としては予算措置を必要とする立法に対しては何らかの制約（国の地方干渉排除など）が必要とされている。

既に地方団体からは次のような点をあげて国の反省を促している。

1 国庫支出金の単価が低く且つ支出が遅延気味であるため、財源継ぎ足しを

余儀なくされること

2 国の機関に対する寄附金、分担金の徴収が跡をたたず、国の予算削減のしよよせが地方財政によせられ勝ちであること

3 国庫補助を通ずる各省毎のひもつき行政指導が、地方財源の窮乏と相まつて、地方における健全財政回復のための努力を阻害していること

一方これに対し地方団体自体の財政運営の拙劣さが赤字発生の因となつてゐる事例として

1 地方における政治的事情その他により、とかく財源の範囲をこえて事業が実施され勝ちであること

2 無用の陳情旅費、各出張所の設置、工事の起竣工祝賀式などに対する経費の支出が多くみられること

3 地方自主財源の欠乏から生ずる国庫依存心が強く、国庫補助金であればその是非を問わず受入れ、その上歳入不足の結果はあげて国庫に持込むなどの傾向が強いこと

などがあげられている。

右の抜本的対策としては、国会、政府(特に各省間の調整)地方団体間において国及び地方を通ずる適正財政規模を定め、この枠内において、各々の立場において協力し合い、最善の努力(国民のために)をすべきほかに方途はなからう。

(四) 地方財政窮乏を解決する具体策

右の如く問題点とその対策の方向についてのべたが、さし当つて地方財政の窮乏を解決する道としては次の諸点があげられる。

1 赤字解消策と関係二法案

既に赤字を生じている地方団体に対してその赤字整理対策を確立すると共に、赤字を生ずる余地をなくすために、地方制度を行政、財政の両分野において検討改善を加え、地方財政計画の適正化を期することとする。

具体策として本年度は「地方財政再建促進特別措置法案」が国会に提出されているが、参考までにその要旨をのべると、

イ 昭和二十八年年度決算において赤字を生じている地方団体は、その財政再

建計画の樹立及び実行を条件として、赤字補填のための地方債を発行し得ること。

ロ 財政再建計画は、経費の節減又は税の増収により、右の地方債を償還するまでに(原則として七カ年度間)完全に収支の均衡を回復するものであること。

ハ 財政再建計画実施の実効を確保するため、国の監査指導権を強化するとともに、他方地方団体の長と議会、各種行政委員会との間における紛糾を除去するため、地方団体の長の財政上よりする調整権限を強化すること。

ニ 国庫補助負担事業の実施について、財政再建団体の財政と各省の行政施策との間における調整措置を講ずること。

ホ 将来においては赤字団体は財政の再建を行わない限り、原則として地方債を発行することができないものとする。

などがあげられ、一方地方制度自体に対する措置としては「地方自治法の一部改正法」案が同じく国会に提出されているが、その要旨は次の通りである。

イ 地方自治団体の権能を明確化し、併せて地方行政機関の簡素合理化を図ること。

ロ 地方議会の会期について制限を設け、且常任委員会の構成及び事務局の機構を簡素化すること。

ハ 財産の取得又は設置、管理及び処分について、その統一的且つ効率的運用を図るため地方公共団体の長の権限を強化すること。

ニ 地方財政に対する国の監督権を強化すること。

右諸法案による改善策はなお不充分的点を免れず、次の如く更に改善の余地が多いとみられるが、現状を一步前進する意味においてその国会通過が望まれている。

2 今後考慮すべき改善策

なお今後における改正の方向としては次の点が考慮されるべきであらう。

(1) 歳出膨脹の主因をなす人件費については当面とりあえず左の点を強力に実施する。

イ 議員定員数を縮小し、且つ議員手当を減額又は廃止すること。

ロ 地方公務員についても停年制を実施すること。

ハ 教職員の増加は必要最少限度に止めること。

ニ 赤字団体は再建期間中は新規採用を制限し、ベース・アップを停止し、国のベースより既に高い団体等はその幅を縮小すること。

(2) 補助金負担金を再検討し補助事業自体を整理すると共に補助金支出方式を合理化し、その補助負担率、補助負担単価を是正すること(例えば河川、港湾、失業対策事業費の補助率、学校、住宅、国庫補助職員の単価是正、国有林野交付金の法定など)。

なお補助金等の整理に伴い、之に代るべき一般財源を地方に移譲しその使途に就ては原則として地方公共団体の自主性を尊重することとする。

(3) 増税とならない範囲において国税、地方税間の調整を図り地方財政における自主的財源を確保すること。

イ 遊興飲食税についてはその収入の偏在を調整し、貧弱県の財源を強化するため、国においてこれを賦課徴収するとともに収入額の九〇%相当額を人口に按分して各都道府県に配付するものとする(税制調査会答申事項)。

なお煙草消費税についても右に準じた措置をとることが必要である。

ロ 現行非課税規定を緩和し地方公共団体が自主的に独立税を徴収し得ることとする。特に貧弱県が農業県である事実を鑑み、農業所得に対して課税し得るようすること。

(4) 補助金の濫用による国家の地方への介入を防止するため、補助金整理と相まって国の出先機関はできるだけ整理し、地方公共団体に統合するものとする。

(5) 地方の負担を伴う法令案及び予算案の審議に当っては、国及び地方の外第三者を含めた機関(従来の地方財政委員会を更に強化した如き)を設ける等によつて合理的な調整をはかること。

地方財政の窮乏とその問題点

### 五、金融に及ぼす影響

地方財政の窮乏は、逐年金融に対し好ましからざる影響を与えている。これは全国銀行の貸出増、地方債保有増等となつて現われているが、その傾向は特に地方公共団体と深い関係を有する地方銀行において著しくみられる。

(一) 地方公共団体に対する金融機関の貸出増加傾向

三〇年三月末における全国銀行の対地方公共団体貸出残高は五八三億円(総貸出額の一・八%)、地方債保有額は二〇四億円(有価証券保有総額の四・六%)と合計七八六億円に達しているが、これを前年同月に比べると合計二五〇億円の増加を示し、

1 対地方公共団体貸出は増加額一六六億円(増加率四〇%)と総貸出増加率八%を著しく上廻っていること

2 地方債保有額は増加額八四億円(増加率七二%)と保有有価証券増加率二%をこれまた大幅に上廻っていること

など、一般貸出は抑制されている折柄將にデフレ政策に逆行している観を呈している。

特に地方銀行は、貸出、証券保有とも増加率三八%、九三%と(証券保有は平均増加率を上廻っている)地銀に対する皺寄せは顕著である。

対地方公共団体貸出及び地方債保有額状況 (単位 億円)

銀行別	貸		出		地 方		債	
	三〇・三 月末残高	前年同月 末比増	増 加 率	三〇・三 月末残高	前年同月 末比増	増 加 率	三〇・三 月末残高	前年同月 末比増
都 市	一六五	五三	四四%	一〇一	三	五九%		
地 方	三七二	一〇三	三	八四	四二	九三		
債 券 発 行	四	一〇	三	一七	六	三		
信 託	〇・八七	〇・〇五	六	〇・七六	〇・一七	二九		
計	五八三	一六六	四〇	二〇四	八四	七二		

右の傾向は恰かも地方財政が赤字を示し始めた昭和二六年以降より顕著にみられる所であり、次表の通り年々増勢を強め、銀行の総貸出の増加率が減勢に在る

のに対して正に對蹠的な動きとなつてゐる。又地方公共団体の支払繰延の増加が  
地方公共団体に対する貸付状況

間接的に金融負担を加重していることも見逃しえない所である。

(単位 百万円)

	二十四年末	二十五年末	二十六年末	二十七年末	二十八年末	二十九年末	三十年三月末
全国銀行貸出	六、四九一	七、六四七	一、二五〇	一八、〇四八	三三、四二四	五三、五四〇	五八、三三一
内増加率	(△三・二)	(一七・八)	(四七・一)	(六〇・四)	(八五・二)	(六〇・二)	(八・九)
地方銀行貸出	三、三〇七	三、八〇九	六、〇三八	一〇、一〇四	一九、八一六	三三、七四二	三七、一五四
対全国銀行貸出増加率	(五〇・九)	(四九・八)	(五三・七)	(五六・〇)	(五九・三)	(六一・二)	(六三・七)
全国銀行総貸出残高増加率	(△五・一)	(一五・二)	(五八・五)	(六七・三)	(九六・二)	(六五・一)	(一三・五)
増加率	六七九、〇五一	九九四、七四六	一、一五七、八一三	二、二二八、〇二二	二、六七一、二八六	二、九一、九六八	二、九二六、六〇〇
増加率	(七八・二)	(四六・五)	(五二・六)	(四〇・二)	(二五・五)	(九・〇)	(〇・五)

全国銀行のほかに、相互銀行、信用金庫、農中系統機関(県信連、農協)などの地方貸付もかなり多く、特に農中系統機関の貸出額は、本年三月末二〇〇億円(前年同月二一〇億円、いづれも推定額)に達し、むしろ都市銀行のそれを上廻つてゐるといわれている。これが農協の金繰りを圧迫し一部単協にみられる貯払制限、業務停止などの一因をなしてゐるともみられてゐる。

従つて全金融機関の地方公共団体貸付額は前記の全国銀行貸出とを併せ本年三月末において略八〇〇億円以上上るものと推定される。

全国銀行の地方債引受及び地方公共団体貸付状況 (単位 億円)

	地方債貸付		内 訳		計
	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	
二五年二月末	一〇	七六	一五	六一	八六
二六年二二	四	一一三	二一	九二	一一七
二七年二二	三一	一八〇	二五	一五五	二二一
二八年三	四七	二七二	三一	二四一	三一九
六	七二	二四二	五九	一八三	三三四
九	八五	二六二	六一	二〇一	三四七
一二	九九	三三四	七一	二六三	四三三

なお、民間金融ではないが、地方債の累増によつて資金運用部の運用資産構成が不健全となつてゐる点も附言しておこう。

(二) 特に地方銀行に及ぼす影響

前述の如く地方銀行の対地方公共団体貸出は、全国銀行分の六〇%前後を占め、これが地銀に及ぼす影響は極めて大きいので、地銀との関連において、金融への影響を檢討することとする。

(1) 地方公共団体貸出の激増

地銀の総貸出額中に占める地方公共団体向貸出額の推移をみると、次表の如く二七年三月末八二億円より、年々上昇を続け、本年三月末には三七二億円に達し、総貸出中に占める比率も二七年三月末二%から本年三月末四・五%と増加を示している。

| 二九年三月末 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一九     | 四一七    | 八七     | 三三〇    | 五三六    | 一一九    | 四一七    | 八七     |
| 一五八    | 四七四    | 一三七    | 三三六    | 六三二    | 一七二    | 四七一    | 一三五    |
| 一八六    | 五三五    | 一三八    | 三三七    | 六四三    | 二〇四    | 五八三    | 一四七    |
| 二〇四    | 五八三    | 一四七    | 四三六    | 七八七    |        |        |        |

地銀総貸出中に占める地方公共団体の貸出の比率 (単位 億円)

	二七年三月末	二八年三月末	二九年三月末	三〇年三月末
地方団体貸出	八二	一五四	二六九	三七二
総貸出	四、一五五	六、〇二二	七、三三二	八、二二五
比率	二・〇	二・六	三・七	四・五

なお地銀以外の銀行の対地方団体貸出が本年三月末において次の通り一%前後であるのに比べれば、地銀に対する依存はかなり高いものといえる。

全国銀行	二・〇%
地方銀行	四・五%
都市銀行	一・一%
債券発行銀行	〇・八%
信託銀行	〇・一%
相互銀行	〇・五%
信用金庫	一・三%
農中系統	二・七% (推定)

又貸出総額中に占める地方団体貸出の比重を各行別にみると四・五%を超えるものが三十行(地銀六六行中)に及んでおり、最高のところは一四・八%にも達しているといわれる。地域的には概して九州及び東北地区が特に地方財政の難寄せを受けているが、これらの貸出は地元銀行として已むを得ず貸出された部分が多いとみられている。一方、それらの貸出増が地方産業資金をかなり圧迫していることは注目に値する。

(2) 公金預金の漸減傾向著るし

地方銀行は多く公金庫として地方団体の公金を取扱っているが、地方団体預金は地方財政の窮乏を反映して年々低下し、三〇年三月末には融資額が預金を凌駕するに至った。

すなわち三〇年三月末における地方団体預金は総預金中三・九%と低下を示した一方、預金に対する融資額は一一・六%と預金をオーバーしている。貸出超過の

地方財政の窮乏とその問題点

度合は一見僅少の如くであるが、預金の中には富裕団体分や中小企業対策等で使途の限定されているものもあり、実質的にはかなり高いものとみなければならぬ。  
 なお、東北、九州などにおける地銀の中には、公金を遙かに上廻る貸出を余儀なくされている向がある。

総預金中に占める地方公共団体預金の比率 (単位 億円)

	二七年三月末	二八年三月末	二九年三月末	三〇年三月末
地方公共団体預金	四八二	四五九	四八二	三九二
地銀総預金	五、二八三	七、三六九	八、八一三	一〇、〇六四
比率	九・一%	六・二%	五・六%	三・九%

地方団体預金に対する地方団体の融資(保有地方債を含む)比率 (単位 億円)

	二七年三月末	二八年三月末	二九年三月末	三〇年三月末
地方団体の融資	八四	一七一	三一	四五五
地方団体預金	四八二	四五九	四八二	三九二
比率	一七・四%	三七・三%	六四・五%	一一・六・一%

地銀に於ける預貸率状況 (単位 億円)

	二九年三月末		三〇年三月末		貸出金額	貸出率	二九年三月末		三〇年三月末	
	行数	%	行数	%			金額	%	金額	%
五〇〇%以上	一	一	二	三	—	—	—	—	—	—
二〇〇%以上	二	三	一	二	〇・三	—	—	—	—	—
〇〇%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一五〇%以上	一	一	八	七	一〇	—	—	—	—	—
一〇〇%以上	六	九	二	二	五三	—	—	—	—	—
一〇〇%未満	五	三	三	三	二〇五	—	—	—	—	—



んに國に仰ぐという従来の安易な考え方を一掃せしめることとし、前記の如き財源増加の諸措置を講じた上、地方団体自体の自主的努力による経費の節減及び収入の確保を要望している。しかしながら一方において地方財源は國の減税によつてかなり影響を受ける關係に在り、他方歳出の既定規模は國の地方財政計画上事実上否認されており、かかる実情の下で地方財政の自主性を要望しても、とかくに依存している地方財政の実態が十分改善されるとは期待し難いであろう。今後國、地方を通ずる税制の調整が必要となり、既に地方税についてはたゞこ消費税、道府県民税、市町村民税を夫々引上げる措置が講ぜられたが、今後においても自主的財源の確保を図ることが益々必要になるものとみられる。

### (三) 金融への繰寄せと地方団体の借入又は起債難

本年度政府予算においては、金融債市中肩代り(一四一億円)、公社債増(前年度比六五億円増)、住宅公団の長期借入(五二億円)など、かなり金融への繰寄せが行われているが、地方財政も赤字含みである以上計画上の地方債公募増(前年度比三〇億円)以上に金融依存が累積する公算が強い。特に本年度は財政投融资計画の枠外として一五〇億円の再建整備債の公募による発行が認められている。これは既往短期融資の振替を建前としているが実質的には追加借入となる惧れが強い。

なお本年度は地方債証券金庫が新設される筈であつたが、種々の事情もあつて一応見送られた。その主たる財源調達方式は、金庫債券の発行によることとしその代り金を以て公募債を消化する一方、地方団体に対する貸出を行うことを目途としたものであつたが、債券発行方式をとる以上、設立をみれば当然金融への影響は必至としてかなり注目を浴びていたものである。この場合、引受側である市中銀行の自主性は個々の地方団体に対する時より損われる惧もある。情勢の変化によつては今後かかる構想が再燃しないとは速断できないが、単に赤字融資を容易にし或は金融への繰寄せを制度化する如きものであれば、極めて疑問といわねばならない。

かような情勢に在るとき、たゞでさえ地方財政の重圧を受けていた金融界としてこれに應じうるであろうか、既に地方銀行の一部には、

## 地方財政の窮乏とその問題点

1 金融債の市中肩代り分については、都市大銀行に主として消化して貰いたいとの意向を表明し、一方

2 地方自治体融資については今後愈々累増し、且つ再建整備法の成行如何ではそれが固定化する傾向が濃厚であることを懸念し、

金融への繰寄せに難色をみせている。今後の地方団体の資金調達は従来以上に難渋するものとみておかねばならない。しかしながら、一方において地方公共団体は預金の大口預入先であり、一部地方においては信連、農協等と金庫取扱の争奪も行われており、旁々地方銀行としては地元行政機関であることもあり、結局は繰寄せを受けざるを得ない場合もあろう。従つて彼此勘案すれば、その影響は結局は民間産業資金への圧迫となり或は金融引締めがそれだけ後退させられることとなる訳である。

しかし、ここで特に強調しておき度いことは、地方の中央依存心もさることながら、赤字は金融によつて凌ぎうるという金融依存心も地方財政が何時までも健全化されない一大要因であることである。最近徐々に本格化している再建機運が現実の金繰難を契機としていることは見逃し難い事実である。

## 七、結 論

以上に亘つて地方財政の窮乏について述べたが、この解決には種々の困難が山積しているといわれながらも現状を一步進める努力は既に払われつつある。一般の地方関係二法案の外、赤字団体の中には赤字解消のために自主的に財政計画を樹立して、緊縮政策を実行しつつあるものも必ずしも少なくないといわれている(具体策として某県における議員退職金廃止、旅費、物件費の二割削減など)。又既に述べた如く解決のため考慮しうべき方途はなお残っている。

わが国経済の将来の見透しともからんで、國、地方を問わず健全財政を堅持していくことは、一日たりともゆるがせに出来ない。特に地方財政については國の場合に比し健全化が遅れているだけに、又複雑多岐に亘る制度のため、一般に理解し難い面が多ければ多いだけに、速かにその赤字対策が本格的な軌道に乗つて欲しい。

今後における最大の問題は、絶えず國、地方とが協調して、これが解決に努力するということである。若し従来のように両者が相互に責任を転嫁し、或は赤字



昭和  
一〇  
年度

三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇
九、八〇三	一〇、六九七	八、四二〇	六、六八七	五、二二六	三、九一五	二、五九〇	二、九三四	二、七七七	五〇	三九	四四	三五	三一	二八	二四	二二	二一	二一	二一	二一
五、五七九	六、〇九〇	四、七二九	三、七二三	二、八四三	二、二七三	一、四九四	五八六	一八七	二八	二二	二六	一七	一六	一四	〇	九	八	〇	八	八
四、〇九九	四、六〇七	三、六九一	二、九六四	二、三八三	一、六四二	一、〇九六	三四八	九〇	二二	一七	一八	一八	一五	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三
九、九九九	一〇、一七二	八、七三九	七、四九八	六、三三三	六、九九四	四、六二〇	二、〇五八	一、一五二	二一五	一九九	一二五	八三	八一	五九	四五	三三	二七	二二	二二	二二
九六	一〇五	九三	八九	八三	五六	五六	四五	二四	二二	一九	三五	四二	三九	四九	五四	六六	七七	七一	二一	九八

(註) 1 国庫歳出は一般会計、地方歳出は公営企業以外の会計分

2 昭和一九、二〇年度地方歳出のみ予算額、その他は各年度とも決算額

3 昭和二九年度国庫歳出は修正後予算額、地方歳出は地方財政計画額

附表 三 国民所得に対する地方税及び国税負担額

(単位 億円)

昭和 五年度	国民所得	租 税 負 担 額		地 方 負 担 率 (%)	
		地 方 税	国 税	地 方 税	国 税
一〇	一四四	六六	二二	四・一	八・三
九	一三一	六六	二三	四・五	九・七
五	一一七	六六	二一	五・一	九・四
計		一九七	一八	一四・五	一四・五
計				二・四	二・四

地方財政の窮乏とその問題点



二九	一〇、一七二	一六、二八九	五九、六四九	一七・一	二七・三
二八	九、九九九	一六、四八三	六一、九七〇	一六・一	二六・六

(註) 1 財政純計は中央財政中、地方財政費及び諸補助金を控除し合計したもの  
2 二四―二八年度は決算額、二九年度は推計を含む

附表五 地方財政規模

(単位 億円)

二 四 年 度	地方財政		国家財政		比	
	予算(A)	決算(A')	予算(B)	決算(B')	$\frac{A}{B}$	$\frac{A'}{B'}$
二四	三、五九八	三、九一四	七、四一〇	六、九九四	四八・五	五六・〇
二五	四、六二五	五、二二五	六、六四五	六、三三二	六九・六	八二・五
二六	五、五三一	六、六八六	七、九三七	七、四九八	六九・七	八九・二
二七	七、四〇三	八、四二〇	九、三二五	八、七三九	七九・四	九六・三
二八	九、一四九	一〇、六九七	一〇、二七二	一〇、一七二	八九・一	一〇五・二
二九	九、八〇三		九、九九九		九八・〇	

(註) 1 地方財政、国家財政とも一般会計歳出額  
2 地方財政予算は地方財政計画による

附表六 昭和三十年年度地方財政計画 (三〇・六・八 自治庁)

(単位 百万円)

事 項	計画額当初	国会修正に伴う 増減額	昭和三〇年度 地方財政計画	上記のうち	
				交付団体分	不交付団体分
(一) 歳出					
A 消費的経費					
Ⅰ 昭和二九年度地方財政計画における財政規模	六七七、六一九		六七七、六一九	四九二、六二九	一八四、九九〇
Ⅱ 昭和三〇年度新規財政需要額	二二、三四一	一、一三五	二五、四七六	二二、三三八	二、一三八
1 教員増加に伴う給与費の増(含旅費)	四、〇九三		四、〇九三	二、八〇一	一、二九二
2 児童生徒増に伴う物件費等の増	一、二六九		一、二六九	八九六	三三三
3 一般職員及び教育職員の昇給に伴う給与費の増	七、一六八		七、一六八	五、二八九	一、八七九
4 行政整理に伴う経費の増減額	△ 五、五七〇		△ 五、五七〇	△ 四、〇七八	△ 一、四九二
(イ) 給与費及び旅費物件費等の減	△ 八、一四六		△ 八、一四六	△ 六、〇五〇	△ 二、〇九六

地方財政の窮乏とその問題点



事 項	昭和二九年度		前年度との増減額		昭和三〇年度当		国会修正に伴う増減額		昭和三〇年度		上 記 の うち	
	収入見込額	増減額	初収入見込額	増減額	収入見込額	増減額	交付団体分	不交付団体分				
(二) 歳入	三五三、一九一	五、〇八三	三五八、二七四		三五八、二七四		一八九、二四二	一六九、〇三二				
1 地方譲与税	一五、五五〇	二、〇〇七	一三、五四三		一三、五四三		一一、四八四	二、〇五九				
2 揮発油譲与税	七、九二二	七、九二二										
3 地方道路譲与税		七、二七五	七、二七五		七、二七五		五、八一七	一、四五八				
4 地方交付税	一二五、六〇〇	一三、二七七	一三八、八七七	△	一三七、四〇三	△	一三七、四〇三					
5 地方交付税												
6 金												
7 国庫支出金	二七二、一八四	一、二一八	二七〇、九六六	△	二七五、七三九	四、七七三	二二二、六八九	五三、〇五〇				
(イ) 義務教育国庫負担金	七〇、〇〇〇	三、七〇〇	七三、七〇〇		七三、七〇〇		六三、三四一	一〇、三五九				
(ロ) その他の普通補助金	六六、七一二	一、五二六	六五、一八六	△	六七、三一九	二、一三三	五四、四四四	一二、八七五				
(ハ) 公共事業費補助金	一二三、五二二	八、七七一	一四四、七五一	△	一一七、三九一	二、六四〇	九四、五五四	二二、八三七				
(a) 一	六四、六六六	九六六	六三、七〇〇	△	六五、九一〇	二、二一〇	五二、一七四	一三、七三六				
(b) 災 害 般	五八、八五六	七、八〇五	五一、〇五一	△	五一、四八一	四三〇	四二、三八〇	九、一〇一				
(ニ) 失業対策事業国庫負担金	一一、九五〇	四、八七〇	一六、八二〇		一六、八二〇		九、八四一	六、九七九				
(ホ) 奄美群島復興事業費補助金		五〇九	五〇九		五〇九		五〇九					
8 地方債	八八、〇五九	△ 一一、〇五九	七七、〇〇〇		七九、〇〇〇	二、〇〇〇	七〇、九〇〇	八、一〇〇				
9 雑収	一〇七、八二七	△ 六一六	一〇七、二一一		一〇七、二一一		七五、七一〇	三一、五〇一				
(イ) 使用料手数料	三三、〇一八	六〇八	三三、六二六		三三、六二六		二四、六六六	八、九六〇				
(ロ) 雑 入	七四、八〇九	一、二二四	七三、五八五	△	七三、五八五		五一、〇四四	二二、五四一				
(ハ) 雑 入	九七〇、三三三	五、八一三	九七六、一四六		九八二、九一九	六、七七三	七一七、七一九	二六五、二〇〇				
歳入合計	九七〇、三三三	五、八一三	九七六、一四六		九八二、九一九	六、七七三	七一七、七一九	二六五、二〇〇				